

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年1月26日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第1号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則
第1条 大田市立病院使用料及び手数料規則（平成24年大田市規則
第27号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種の項中「

」を「	麻しん風しん混合ワクチン 1回につき 11,000円
	麻しん風しん混合ワクチン 1回につき 11,000円 エバシエルド筋注 1回につき 3,100円 帯状疱疹ワクチン 1回につき 1回目 24,200円 2回目以降 19,800円

」に改める。

第2条 大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を次のように改正
する。

別表予防接種料の項中「BCG接種 1回につき 8,800円」
を「BCG接種 1回につき 11,000円」に、「高齢者肺炎
球菌ワクチン 1回につき 13,200円」を「高齢者肺炎球菌
ワクチン 1回につき 9,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。